

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【公開番号】特開2007-289775(P2007-289775A)

【公開日】平成19年11月8日(2007.11.8)

【年通号数】公開・登録公報2007-043

【出願番号】特願2007-209300(P2007-209300)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

制御手段の制御に基づいて可変表示装置の複数の可変表示部で識別情報を可変表示すると共に、該複数の可変表示部に表示結果として予め定めた特定表示結果を導出したときに遊技者にとって有利な特定遊技状態を発生し得る弾球遊技機において、

前記制御手段は、

前記表示結果を前記特定表示結果とするか否かを前記可変表示部での導出以前に判定する表示結果判定手段と、

リーチ動作用乱数生成手段が生成したリーチ動作用乱数に対応して複数種類のリーチ変動態様を記憶するリーチ変動態様選択テーブルを有し、リーチ動作するための特定条件が成立したときに複数種類のリーチ変動態様の中からいずれかの変動態様を選択するリーチ変動態様選択手段と、

該リーチ変動態様選択手段で選択した変動態様に基づいて前記可変表示部の変動を制御するリーチ変動制御手段と、

リーチ予告用乱数生成手段が生成したリーチ予告用乱数に基づいて、リーチ予告を行うか否かとリーチ予告を行うときのリーチ予告報知態様を複数種類のリーチ予告報知態様の中から選択するリーチ予告選択手段と、

該リーチ予告選択手段で選択したリーチ予告報知態様に基づいて、リーチ変動することを予告的に報知するリーチ変動予告報知手段と、

を備え、

前記リーチ変動態様選択テーブルは、前記表示結果判定手段により前記特定表示結果とする旨が判定されたときと前記特定表示結果としない旨が判定されたときのいずれの場合にも選択され得る少なくとも2種類のリーチ変動態様を記憶しており、且つ前記表示結果判定手段により前記特定表示結果とする旨が判定されたときと前記特定表示結果としない旨が判定されたときとの少なくとも一方において、前記少なくとも2種類のリーチ変動態様間で選択率に差異が生ずるようにリーチ変動態様に対応して前記リーチ動作用乱数を振り分けることにより構成され、前記リーチ変動態様選択手段が当該リーチ変動態様選択テーブルを利用して変動態様の選択を行うことにより、前記少なくとも2種類のリーチ変動態様間で大当たり発生率に差異を持たせ、

前記リーチ予告選択手段は、

前記表示結果判定手段で前記特定表示結果とする旨が判定されたときであっても前記リーチ予告用乱数生成手段が生成したリーチ予告用乱数がリーチ予告を行わないことに対応するものであるときにはリーチ予告を行わないようにする一方、

前記表示結果判定手段で前記特定表示結果としない旨が判定され且つ前記特定条件が成立しないときであっても前記リーチ予告用乱数生成手段が生成したリーチ予告用乱数がリーチ予告を行うことに対応するものであるときにはリーチ予告を行うようによると共に、

前記少なくとも2種類のリーチ変動態様のうち、前記リーチ変動態様選択手段で大当たり発生率の高いリーチ変動態様が選択される第一遊技態様と、大当たり発生率の低いリーチ変動態様が選択される第二遊技態様とで異なった種類のリーチ予告報知態様を選択し、さらに、前記表示結果判定手段で前記特定表示結果とする旨が判定されたときに、前記特定表示結果としない旨が判定されたときには選択されない特別なリーチ予告報知態様を含む複数種類のリーチ予告報知態様の中からいずれかを選択し、

前記表示結果判定手段により前記特定表示結果としない旨が判定されて前記複数の可変表示部の表示結果が導出表示されるときには、前記複数の可変表示部のうち特定表示結果となる条件を満たしていない可変表示部の識別情報の前記特定表示結果となる識別情報との配列上の遠近関係において、前記第一遊技態様は前記第二遊技態様よりも前記特定表示結果となる識別情報に近い識別情報が導出表示されやすく、

前記リーチ変動予告報知手段は、

前記表示結果判定手段の判定に基づく1回の可変表示において、前記第二遊技態様に対応するリーチ予告報知態様で予告報知を行う予告報知手段と、

前記表示結果判定手段の判定に基づく1回の可変表示において、前記第一遊技態様に対応するリーチ予告報知態様で予告報知を行うときに予告報知の初期段階として前記第二遊技態様におけるリーチ予告報知態様と同様の予告報知態様で予告報知を行ったのち前記第二遊技態様に対応するリーチ予告報知態様では行われない予告報知を行う発展型予告報知手段と、を有し、

前記予告報知はキャラクタの出現により行なわれることを特徴とする弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

上記目的を達成するために本発明の請求項1が採用した解決手段は、制御手段の制御に基づいて可変表示装置の複数の可変表示部で識別情報を可変表示すると共に、該複数の可変表示部に表示結果として予め定めた特定表示結果を導出したときに遊技者にとって有利な特定遊技状態を発生し得る弾球遊技機において、

前記制御手段は、

前記表示結果を前記特定表示結果とするか否かを前記可変表示部での導出以前に判定する表示結果判定手段と、

リーチ動作用乱数生成手段が生成したリーチ動作用乱数に対応して複数種類のリーチ変動態様を記憶するリーチ変動態様選択テーブルを有し、リーチ動作するための特定条件が成立したときに複数種類のリーチ変動態様の中からいずれかの変動態様を選択するリーチ変動態様選択手段と、

該リーチ変動態様選択手段で選択した変動態様に基づいて前記可変表示部の変動を制御するリーチ変動制御手段と、

リーチ予告用乱数生成手段が生成したリーチ予告用乱数に基づいて、リーチ予告を行うか否かとリーチ予告を行うときのリーチ予告報知態様を複数種類のリーチ予告報知態様の中から選択するリーチ予告選択手段と、

該リーチ予告選択手段で選択したリーチ予告報知態様に基づいて、リーチ変動することを予告的に報知するリーチ変動予告報知手段と、

を備え、

前記リーチ変動態様選択テーブルは、前記表示結果判定手段により前記特定表示結果とする旨が判定されたときと前記特定表示結果としない旨が判定されたときのいずれの場合にも選択され得る少なくとも2種類のリーチ変動態様を記憶しており、且つ前記表示結果判定手段により前記特定表示結果とする旨が判定されたときと前記特定表示結果としない旨が判定されたときとの少なくとも一方において、前記少なくとも2種類のリーチ変動態様間で選択率に差異が生ずるようにリーチ変動態様に対応して前記リーチ動作用乱数を振り分けることにより構成され、前記リーチ変動態様選択手段が当該リーチ変動態様選択テーブルを利用して変動態様の選択を行うことにより、前記少なくとも2種類のリーチ変動態様間で大当たり発生率に差異を持たせ、

前記リーチ予告選択手段は、

前記表示結果判定手段で前記特定表示結果とする旨が判定されたときであっても前記リーチ予告用乱数生成手段が生成したリーチ予告用乱数がリーチ予告を行わないことに対応するものであるときにはリーチ予告を行わないようする一方、

前記表示結果判定手段で前記特定表示結果としない旨が判定され且つ前記特定条件が成立しないときであっても前記リーチ予告用乱数生成手段が生成したリーチ予告用乱数がリーチ予告を行うことに対応するものであるときにはリーチ予告を行うようすると共に、

前記少なくとも2種類のリーチ変動態様のうち、前記リーチ変動態様選択手段で大当たり発生率の高いリーチ変動態様が選択される第一遊技態様と、大当たり発生率の低いリーチ変動態様が選択される第二遊技態様とで異なった種類のリーチ予告報知態様を選択し、さらに、前記表示結果判定手段で前記特定表示結果とする旨が判定されたときに、前記特定表示結果としない旨が判定されたときには選択されない特別なリーチ予告報知態様を含む複数種類のリーチ予告報知態様の中からいずれかを選択し、

前記表示結果判定手段により前記特定表示結果としない旨が判定されて前記複数の可変表示部の表示結果が導出表示されるときには、前記複数の可変表示部のうち特定表示結果となる条件を満たしていない可変表示部の識別情報の前記特定表示結果となる識別情報との配列上の遠近関係において、前記第一遊技態様は前記第二遊技態様よりも前記特定表示結果となる識別情報に近い識別情報が導出表示されやすく、

前記リーチ変動予告報知手段は、

前記表示結果判定手段の判定に基づく1回の可変表示において、前記第二遊技態様に対応するリーチ予告報知態様で予告報知を行う予告報知手段と、

前記表示結果判定手段の判定に基づく1回の可変表示において、前記第一遊技態様に対応するリーチ予告報知態様で予告報知を行うときに予告報知の初期段階として前記第二遊技態様におけるリーチ予告報知態様と同様の予告報知態様で予告報知を行ったのち前記第二遊技態様に対応するリーチ予告報知態様では行われない予告報知を行う発展型予告報知手段と、を有し、

前記予告報知はキャラクタの出現により行なわれることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

以上、説明したところから明らかなように、本発明の請求項1においては、予告報知様（リーチ予告）の種類に応じて信頼度の高いリーチか否かが分かる。このため、遊技の興趣向上を招来することができる。また、リーチ予告の初期段階では大当たり信頼度の高低などのリーチ種類が分からないので、リーチ予告に対する期待感が向上できる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】削除

【補正の内容】